

## 公告

### 1 企画公募に付する事項

#### (1) 件名

北海道大学中央第二宿舎跡地貸付

#### (2) 貸付地の表示

##### 【物件番号1】

所在・地番：札幌市北区北7条西9丁目15番4

地 目：宅地

地 積：2,591.90㎡

##### 【物件番号2】

①所在・地番：札幌市北区北6条西9丁目15番1

地 目：宅地

地 積：4,356.06㎡

②所在・地番：札幌市北区北7条西9丁目15番2

地 目：宅地

地 積：3,920.83㎡

#### (3) 貸付期間

2030年4月1日から20年間～70年間

#### (4) 貸付方式

貸付地に一般定期借地権（期間：50年以上70年以下）又は事業用定期借地権（期間：20年以上50年未満）を設定して貸付を行う。

#### (5) 応募方法

別途配付する公募要項に基づき、本学が指定する仲介業務受託者に必要書類を提出すること。

#### (6) 留意事項

貸付地には、職員宿舎として使用していた建物（以下「既存建物」という。）、工作物及び樹木等（以下「既存建物等」という。）が存しており、原則として、事業者負担による既存建物等の解体及び撤去を条件として、現状有姿で土地を貸し付ける。ただし、事業者が既存建物等を解体せずに引き続き使用することを希望する場合には、本学は時価相当額（本学の指定する不動産鑑定業者が本学の負担により算定した既存建物等の評価額）に基づき、別途、建物売買契約を締結した上で、既存建物等を事業者へ譲渡するもとし、事業者は、自らの責任及び費用負担により必要となる改修工事を実施した上で、既存建物等を使用することができるものとする。なお、既存建物の譲渡にあたっては、国立大学法人法第三十一条第二項第六号における文部科学大臣の認可が必要であり、本学が所定の手続きを経た上で、令和9年3月末までに取得する予定である。本学と事業者との契約の締結は当該認可の取得後に行うものとし、認可が得られない場合には、契約を締結しない場合がある。

## 2 参加要件

企画公募に参加することができる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。
- (2) 本学から、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと（取引停止の措置を受けている期間中の者を、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）。
- (3) 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人等から、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本店所在地及び代表者の本籍が日本国内であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者
  - ② 国税、地方税の滞納がある者
  - ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員及び④から⑦までに定める者の依頼を受けて公募に参加していると認められる者

### 3 応募区分

#### (1) 応募区分の種類

本公募における応募は、1 企画公募に付する事項 (2) 貸付地の表示において、次の3区分とする。

応募区分	応募内容
A	【物件番号1】への応募
B	【物件番号2】への応募
C	【物件番号1】及び【物件番号2】を一体とした応募 (両物件を一つの契約として取り扱う場合)

#### (2) 応募にあたっての留意事項

- ①応募者は、上記区分のいずれかを選択し、5 必要書類の提出期限及び提出方法における参加申込書に明記すること。なお、応募区分 A 及び応募区分 B それぞれに応募することも可能とする。
- ②応募区分 C を選択する場合は、両物件を一体として取り扱うものとし、貸付期間等の条件は統一すること。

### 4 公募要項の申込方法

公募要項の交付を希望する者は、電子メールで下記仲介業務受託者のメールアドレス宛に会社名、担当者名及び連絡先(住所、電話番号等)を明記し、申し込むこと。

#### 【仲介業務受託者】

三井不動産リアルティ札幌株式会社

ソリューション営業部 営業グループ

住所：〒060-8548 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

担当：小野 純平、平尾 彰祥

電話：011-222-4131

メールアドレス：ono6730@mf-realty.jp (小野)

hiraol1347@mf-realty.jp (平尾)

※メール送付の際には上記2つのアドレスを宛先に指定すること。

### 5 必要書類の提出期限及び提出方法

提出期限：参加申込書 2026年8月6日(木) 15時必着

企画提案書 2026年8月27日(木) 15時必着

提出方法：持参若しくは郵送。なお、郵送の場合は簡易書留など配達記録が残る方法に限るものとする。

提出先：仲介業務受託者

## 6 優先交渉権者の選定方法

本学が設置する審査委員会が、企画提案書の内容等に基づいて審査を行い、応募区分ごとに最も有効かつ有益な活用方策を提案した応募者（以下「上位応募者」という。）を選出した上で、応募区分 A、応募区分 B 及び応募区分 C の上位応募者の提案を総合的に勘案し、優先交渉権者を選定する。

## 7 契約書等の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。なお、定期借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によって締結する。

## 8 本公告に係る本学担当部署

国立大学法人北海道大学 財務部資産運用管理課 不動産活用担当  
住所：〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 5 丁目  
電話：011-706-3699

## 9 その他

詳細は、公募要項による。

以上

2026 年 5 月 15 日

国立大学法人北海道大学

総長 寶金清博